

# (仮称) 千葉県防災基本条例骨子 (案)

防災危機管理部防災政策課

## 1 条例の基本的な考え方

東日本大震災の教訓を踏まえて、本県の地域防災力を一層向上させるため、災害対策基本法の改正等国の動向及び他県の状況を勘案しながら、災害予防及び災害応急対策における自助・共助の取組及び自助・共助を補完する公助の取組を内容とする条例を定める。

## 2 条例の構成

### (1) 目的

この条例は、防災に関し、基本理念及び各主体の責務等、災害予防及び災害応急対策における自助及び共助の取組並びにこれらを支える公助の取組その他必要な事項を定めることにより、地域防災力の向上に資することを目的とする。

### (2) 定義（災害、自主防災組織、地域防災力等の概念の定義づけ）

災害とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により生じる被害とする。

### (3) 基本理念

- 自助、共助、公助が一体となり、災害に強い千葉県づくりを進める。
- 災害時要援護者等の性質に応じて、避難・救助の様々な場面において配慮を行う。
- 男女双方の視点に配慮した災害対策を進める。
- 本条例に定めた取組を継続的に実施していく。

### (4) 各主体の責務等

県民、事業者、自主防災組織及び県の責務に関する規定並びに市町村の役割に関する規定を設ける。

### (5) 各主体の取組事項

災害予防及び災害応急対策における各主体別の取組事項（義務付け・努力義務付けなど）に関する規定を設ける。

### 3 各主体の取組事項（盛り込むべき事項）

#### （1）防災知識の習得・防災訓練

- ・講習会・防災訓練の参加等 [県民]
- ・避難場所、家族との安否確認方法等の確認 [県民]
- ・講習会・防災訓練の実施等による従業員等への防災教育の推進 [事業者]
- ・地域の防災訓練や連携体制への参加等 [事業者]
- ・事業の継続及び事業の速やかな再開を行うための取組 [事業者]
- ・防災教育・防災訓練の実施（市町村との連携・協力） [学校・保育所等]
- ・防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施、防災教育の推進 [県]

#### （2）避難対策

##### ア 災害予防

- ・津波からの避難者受入れ [高層階の施設管理者等]

##### イ 災害応急対策

- ・自主的又は隣近所と相互協力した避難 [県民]
- ・従業員や施設利用者等の安全確保 [事業者]
- ・児童・生徒の安全確保（市町村との連携・協力） [学校・保育所等]

#### （3）建築物の耐震化等の推進

##### ア 災害予防

- ・建築物等の耐震化、転倒・落下防止措置、防火対策（消火器の準備等） [県民] [事業者]
- ・緊急輸送道路沿線など建築物等の耐震化の推進 [建物等の所有者・管理者]
- ・地震・液状化に強いライフラインの整備 [ライフライン事業者]
- ・建築物（指定避難所等）の耐震化・不燃化 [県]
- ・土木施設、公共施設等の安全性確保 [県]
- ・防潮堤の整備等の津波災害や風水害の対策 [県]
- ・耐震化・液状化対策等の促進支援 [県]

##### イ 災害応急対策

- ・迅速なライフラインの応急復旧 [ライフライン事業者]

#### （4）備蓄の促進及び供給体制の整備

- ・必要な物資の備蓄（飲料水、食料、生活必需品等） [県民] [事業者] [県]
- ・防災資機材の整備 [県]
- ・他の地方公共団体、事業者等との連携・協力体制の構築（協定締結の促進） [県]

## (5) 自主防災組織及びボランティア活動などの充実

### ア 災害予防

- ・自主防災組織等の活動への参加 [県民]
- ・防災知識の習得及び普及・啓発、防災訓練の実施、防災資機材の整備 [自主防災組織・自治会等地域コミュニティ、消防団]
- ・防災人材の育成（災害対策コーディネーター、ボランティアなど） [県]
- ・自主防災組織等の活動支援（市町村との連携・協力） [県]
- ・地域防災活動に関し特に貢献した者（団体）の表彰 [県]
- ・市町村による避難所運営体制整備に対する支援 [県]

### イ 災害応急対策

- ・避難所の運営への積極的な参画 [県民]
- ・避難支援、被災者の救出、初期消火、給食支援等の災害応急対策の実施（市町村やボランティアとの連携・協力） [自主防災組織・自治会等地域コミュニティ、消防団]
- ・地域住民に対する災害等に関する情報の提供 [自主防災組織・自治会等地域コミュニティ、消防団]

## (6) 災害時要援護者等の安全確保

### ア 災害予防

- ・災害時要援護者対策の推進（市町村との連携・協力） [県]

### イ 災害応急対策

- ・災害時要援護者の避難誘導や避難所等における要援護者等への配慮 [県民]
- ・災害時要援護者の安否確認、避難支援 [自主防災組織・自治会等地域コミュニティ、消防団]

## (7) 帰宅困難者等対策

### ア 災害予防

- ・避難場所、家族との安否確認方法等の確認 [県民]（再掲）
- ・帰宅困難者対策（従業員等への安否確認手段の周知、その他帰宅困難者への支援に関する協力） [事業者]
- ・帰宅困難者対策の総合調整・推進（一斉帰宅抑制等の広報活動、災害情報提供体制の整備、一時滞在施設等の確保）（市町村との連携・協力） [県]

### イ 災害応急対策

- ・一斉帰宅の自制、一時滞在施設運営の協力 [帰宅困難者]
- ・従業員や施設利用者等への災害情報の提供、一斉帰宅の抑制 [事業者]
- ・帰宅困難者対策（災害関連情報の提供等の帰宅支援の実施）（市町村との連携・協力） [県]

## (8) その他

### ア 災害予防

- ・他の地方公共団体、事業者等との連携・協力体制の構築（協定締結の促進）  
[県]（再掲）
- ・市町村や医療関係者等と連携した災害医療体制の整備 [県]
- ・県の組織体制の整備 [県]

### イ 災害応急対策

- ・総合調整、情報の収集、情報の提供・伝達（安否確認事業、防災無線の活用等、報道機関への情報提供）等 [県]